

令和 5 年 第 8 回

高砂市農業委員会議事録

○開催日程

日 時 令和5年8月25日(金) 10時00分
場 所 南庁舎2階 会議室1

○提出議題（21件）

高農議第34号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議のこと(4)
高農議第35号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議のこと(4)
高農議第36号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部改正について(1)
報告第29号 農地法第3条の3第1号の規定による届出のこと(1)
報告第30号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理報告のこと(2)

○出席委員（14名）

1 番	大濱 正則	2 番	北野 保夫
3 番	本庄 捨伸	4 番	北野 益生
5 番	前橋 瑞紀	6 番	野村 富夫
7 番	北原 知子	8 番	駒井 隆彦
9 番	長谷川 巧	10 番	松本 慶一
11 番	松本 眞実子	12 番	芦谷 博務
13 番	杉田 住夫	14 番	宮下 多恵子

○欠席委員（0名）

--	--	--	--

○出席事務局職員（3名）

事務局	事務局長	西田 幸生
〃	主 幹	尾塩 昌昭
	事務員	吉田 美紅

○出席市長部局（2名）

環境経済室	室 長	砂川 佳寛
産業振興課	課 長	松本 剛

議 事 内 容

- 事務局 皆さん、おはようございます。第8回高砂市農業委員会総会を開催させていただきます。本日は、全員出席で総会は成立しております。本日提案させていただきます議案でございますが、高農議第34号～第36号の9件、報告第29号～報告第30号の3件、併せて12件でございます。議事進行につきましては、会長にお願いいたします。
- 議 長 皆さん、おはようございます。（時候の挨拶） それでは第8回高砂市農業委員会総会を始めます。議事に入る前に、本日の議事録の署名委員を指名順により1番の大濱委員さん、5番の前橋委員さん、よろしくお願いいたします。
- それでは、議案書に基づきまして進めてまいります。
- 高農議第34号**「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議のこと」を議題といたします。
- 事務局説明願います。
- 事務局 高農議第34号は農地法第3条第1項の許可申請で、4件でございます。
- （高農議第34号、 1番～4番を読み上げる）
- 別添調査書のとおり、いずれも農地法第3条第2項各号には該当しません。以上のことから、許可要件を満たしていると考えます。よろしくお願いいたします。
- 議 長 事務局の説明が終わりましたので、申請番号1番から4番まで地区の補足説明をお願いしたいと思います。伊保・曾根・阿弥陀地区お願いします。
- 3番 事務局の説明通りで、伊保地区委員としても問題ないと思います。
- 5番 事務局の説明通りで、曾根地区委員としても問題ないと思います。
- 10番 事務局の説明通りで、阿弥陀地区委員としても問題ないと思います。
- 議 長 地区の補足説明が終わりました。この件についてご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。
- （「異議なし」の声あり）
- 異議の声がありませんので、高農議第34号は承認されました。
- 続きまして**高農議第35号**「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議のこと」を議題といたします。
- 事務局説明願います。
- 事務局 高農議第35号は農地法第5条第1項の許可申請でございます。
- （高農議第35号、 1番～4番を読み上げる）
- 別添調査書のとおり、農地法第5条第2項各号には該当しません。以上のことから、許可要件を満たしていると考えます。よろしくお願いいたします。
- 議 長 事務局の説明が終わりましたので、地区の補足説明をお願いしたいと思います。伊保・北浜地区お願いします。
- 3番 **1番、3番については、事務局の説明どおりです。伊保地区委員としても問題ないと思います。**
- 2番については、地区委員会で判断できず保留になったため、農業委員会に意見を求めます。今回の申請地は地区農会長の住居の近辺であり、今回の申請が**

許可されると、住居の周囲一帯が運送屋、産業廃棄物、鉄鋼関係の駐車場になります。現在も騒音問題に悩まされており、これ以上状況が悪化することを避けたい、どうにかして農地を守りたいという思いから、農会長個人が農地として買うことを地主と譲受人に提案しましたが、通りませんでした。

その後、申請地の土地所有者本人ではなく、所有者の兄が農会長を訪ね押印を求めました。事業計画書などの必要な添付資料がなく、届出書の1枚のみを持参していたため、農会長は一度断りましたが、威圧的な態度を取られ、断り切れずに印鑑を押しました。農会長は納得しておらず、申請書の中身を説明してから押印を求めるべきだと主張しています。

以上の説明を受け、地区委員会で審議しましたが、威圧的な態度であったことや、同情があり、地区委員会では保留となりました。

議長

伊保地区からの説明がありましたが、続いて北浜地区お願いします。

13番

事務局の説明通りで、北浜地区委員としても問題ないと思います。

議長

1、3、4番については問題ないと思いますが、申請番号2番についてご意見、ご質問はございませんか。

議長

2番の申請地は2か所ありますが、問題となっている農地はどちらでしょうか。

3番

農会長の自宅に近い地図の35-2②の農地です。

10番

譲渡人本人に売却の意思があれば拒否することは難しいと思います。

5番

威圧的な行為があったのは、押印のみでしょうか。

3番

はい。

3番

農会長の押印がなくても申請は通ってしまいますか。

事務局

不備がなければ通ります。個人的な感情を抜きにして、農会長として判断していただきたいです。

議長

意見や経験がございましたら、教えていただけますでしょうか。

10番

威圧的に押印を求められたことはありません。

12番

強引に押さないといけないことはありませんでした。正当性があれば、拒否することはできないと思います。今回、ここに農会長の自宅がなければ、当然に承認される申請だと思います。法的に問題ありませんし、否決するのは難しいと考えます。

3番

農会長の印鑑がなくても申請が通るのであれば、地区委員は必要でしょうか。

事務局

あくまで、農会長の押印は、区域内の農地でこのような内容で転用申請を行いますという届出です。

12番

以前、転用があった際、環境汚染の観点から、集落全体で抗議し集落が勝利したことがありましたが、今回は家が一軒あるだけで、その可能性も考えにくいと思います。

3番

今回の総会でいただいた意見を今後の参考にさせていただきます。

議長

他にご意見ございますか。

事務局

地域計画を作り、誰が管理をしていくかが明確になれば、農地の保全につながります。地域計画を作成することで、すぐに農地を転用することができなくなり

議 長
各委員

ます。ご協力お願いします。

様々な意見がありましたが、高農議第 3 5 号を承認してよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

異議の声がありませんので、高農議 3 5 号は承認されました。

続きまして高農議第 3 6 号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部改正について」を議題といたします。

産業振興課説明願います。

産業振興課

高農議第 3 6 号は農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部改正でございます。

(高農議第 3 6 号、読み上げる)

議 長

産業振興課の説明が終わりました。

この件についてご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。

各委員

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議の声がありませんので、高農議第 3 6 号は承認されました。

続きまして報告第 2 9 号「農地法 3 条の 3 第 1 項の規定による届出のこと」を報告いたします。事務局、説明願います。

事務局

報告第 2 9 号は農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出で、1 件ございます。

(報告第 2 9 号、1 番を読み上げる)

議 長

事務局の説明が終わりました。報告ですが、質問等がありますか。

各委員

なし。

議 長

続きまして報告第 3 0 号「農地法 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出にかかる専決処理報告のこと」を報告いたします。事務局、説明願います。

事務局

報告第 3 0 号は農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出にかかる専決処理報告で、2 件ございます。

(報告第 3 0 号、1、2 番を読み上げる)

議 長

事務局の説明が終わりました。報告ですが、質問等がありますか。

各委員

なし。

議 長

以上を持ちまして本日の総会に付託されました議案はすべて終了いたしました。ご承認いただきましてありがとうございます。

(以 上)

終了時刻 午前 11 時 45 分

議事録署名委員

大濱 正則委員

前橋 瑞紀委員